

[事案 27-80] 契約解除取消請求

・平成 27 年 12 月 11 日 裁定終了

<事案の概要>

告知しなかった事実について医師から説明を受けていないとして、告知義務違反による契約の解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月に契約した入院保険およびがん保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約の解除を取り消し、契約を継続してほしい。

- (1)膀胱癌、左尿管癌の治療で入院し、手術を受けたので給付金を請求したところ、医師から「悪性腫瘍の可能性もある」と告げられていたにも関わらず告知していないとして、告知義務違反により契約を解除された。
- (2)自分は、医師からそのようなことは告げられておらず、医師からは尿細胞診検査の結果について「3」と聞いたのみであるので、告知義務違反はない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成 24 年 7 月以降、告知日の約 1 か月前まで、定期的に医師の診察・検査を受けており、主治医作成の診療証明書において平成 24 年 9 月に「尿路系悪性腫瘍の可能性もある」と告げたとされている。
- (2)しかし申立人は、告知書において、「最近 3 カ月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。また、その結果、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがありますか」、「過去 5 年以内に、上記④ア～ケ以外の病気やけがで、初診から終診までの期間が 7 日間以上にわたる医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか」ないしは、「最近 3 カ月以内に、ガン・悪性新生物（肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます）および上皮内新生物（上皮内ガン）で、医師の診察・検査（検査待ち期間を含みます）・治療・投薬をうけたことがありますか（疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます）」について、「いいえ」に○を付けている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容、告知時の状況、告知義務違反の有無を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人には告知義務違反が認められ、また、医師から検査結果について「3」と聞いたのみでその意味するところの説明がなされなかったとの主張は考えられず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第37条にもとづき手続を終了した。